

令和5年第16回（定例）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和5年11月16日午後1時30分

場所

高砂市役所南庁舎2階会議室2

出席者

教育長、山名委員、神尾委員

欠席者

吉田委員、吉屋委員

出席事務局職員

木田教育部長、福本教育推進室長、矢野学校教育室長、石原教育推進室教育総務課長、
星野教育推進室中央公民館兼伊保公民館長、高橋学校教育室学校給食課長、福永学校教育室
学校教育長、神吉幼児保育課副課長、亀野学校教育室学校教育青少年センター所長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 令和6年度高砂市立小・中学校教職員異動方針について
- 2 令和6年度高砂市立幼稚園教員異動方針について
- 3 高砂市教育委員会事業後援について

協議事項

- 1 高砂市公民館登録グループ制度の改正について

報告事項

- 1 米田小学校における自動車事故について
- 2 小学校給食調理等業務委託の契約締結について
- 3 荒井幼稚園入所申し込み状況について
- 4 高砂市教育委員会事業後援について

その他

- 1 12月行事予定について

議 事 協議事項 1 高砂市公民館登録グループ制度の改正について

○事務局 高砂市立公民館登録グループ制度の改正について説明をさせていただきます。

令和6年度高砂市立公民館の地域交流センターへの移行に伴いまして公民館が廃止されることから、現在の公民館登録グループ制度を改正するもので、名称を高砂市立公民館登録グループから、新たに高砂市生涯学習登録グループにするものでございます。

議案書の15ページから18ページに改正後の申請要項の案、それから、申請基準案をお示ししております。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

15、16ページをお願いいたします。高砂市生涯学習登録グループ申請要項の案でございます。

下線を引いているところが、現在の公民館登録グループ申請要項から変更した部分となります。まず、下線を引いております地域交流センターにつきましては、現在は公民館としていたもので、また、下線を引いております生涯学習登録グループ、生涯学習課につきましては、現在は公民館登録グループ、公民館と表現していたものを改めるものでございます。

また、16ページの上ほど〔1〕登録できるグループの条文の2行目に下線を引いております社会教育活動につきましては、現在は公民館活動としていたものを改めるものでございます。

申請要項の案についての説明は以上でございます。

次に、申請基準の案について説明をさせていただきます。17、18ページをお願いいたします。

要項案と同様に、下線を引いているところが現在の公民館登録グループ申請基準から変更した部分となります。下線を引いております地域交流センターにつきましては現在公民館としていたもの、また、下線を引いてある生涯学習登録グループ、生涯学習課につきましては現在公民館登録グループ、公民館と表現したものを改めるものでございます。

主な変更点について説明をさせていただきます。

17ページの上ほど、【申請要件】のところでございます。1、グループ登録認定の基準についての「(2) ①役員は、原則として市内居住者が望ましい」のところでございます。現在の基準では、「役員は、原則として市内居住者であること」としていたものでありますが、要件を緩和し「市内居住者が望ましい」という表現に改訂するものでございます。

また、「(3) 学習内容が同一の他のグループの会員を含まないこと。但し、特別の理由があると認める場合は含むことができる」というところでございます。現在の

基準では、同じ公民館で活動している同じ学習内容グループに所属できないと定めておりましたが、特別の理由があれば重複して所属できるように改訂するものです。例えば現在、伊保公民館のAという卓球グループに所属して活動している人が、同じ伊保公民館で活動しているB卓球グループには所属できないが、今回の改訂に伴いまして、特別の理由がある場合はA、B、卓球グループそれぞれに所属できるというものでございます。

次に、2、新規のグループを登録しようとする場合の要件のところでございます。

「(2) 指導者は、原則として同一地域交流センターの既存グループを指導していないこと。但し、特別の理由があると認める場合は既存グループを指導できる」というところでございます。現在の基準では、同一の公民館の他の既存グループを指導していないこととしていましたが、要件の緩和をいたしまして、特別の理由があれば指導できるということに改正をするものでございます。

また、その下、「(3) 新規のグループの会員は、同一地域交流センターにおける同じ分野の既存のグループの会員と重複できない。但し、特別の理由があると認める場合は重複できる」というところでございます。現在の基準では、申請要件の(3)で説明しましたように、同じ公民館で活動している同じ学習内容のグループに所属できないとしていましたが、要件を緩和しまして特別の理由がある場合、所属できるように改正するものでございます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見ございませんか。

○委員 特別な理由があると認める場合は重複できる。より柔軟に対応することだろうと思いますが、気になるのは、先ほど例に出された卓球グループ。2つのグループで登録し、日数を多く押さえてしまう傾向がある。そうしたことがないよう新たな人が使いやすいように、前もって押さえるのを制限するという話が出たことがあります。それで、こうなるとまたグループがA、B、Cと名前を変えて、それぞれ押さえてしまうようなことが出てくるのかなと思うので、あえてこうすると、柔軟に対応して皆さんが利用しやすくなるとはいえ、弊害が出るかなというところを懸念するんですけれども、どうですか。

○事務局 特別の理由というところでございます。事務局としての考えは、あくまでグループの存続に係る問題についてを特別の理由というふうに考えています。といいますのは、近年、その登録グループの数が、毎年10登録グループずつ減っております。現在、令和5年度が138グループ、令和元年度と比較しますと約50グループほど減っております。

当初は今、委員が言われましたように、グループ数が多いときはそういう規制をかけないことには、やはりグループが肥大化して、その中でまた分かれて新たにグループができるという形で、なかなか日程上難しいというところがあったんですが、現在はその逆のパターンで、会員さんが高齢化して人数が減ってきます。それで活動ができない。指導者の確保とかそういうものも含めた中で、なかなか存続ができ

ないような事情がありまして、これも各地区の公民館のグループ代表者会等々で説明しましたときに、その部分については、登録グループのほうから要望がありましたので、検討した結果、グループが存続する問題であれば特別の理由ということで考えたところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○委員 毎年登録グループの数とか報告いただいている、どんどん減っているというのは我々も認識しているところです。特にそれではいけないということで、こういう方策、政策になってきていると思うんですが、ある程度の予測として、こういう措置を取ってどれぐらい増加、増員が見込めるか。今よりは例えば、毎年10ぐらい減っていたグループが2、3になるとか、登録数が何人かぐらい増えるかもしれないとか、そういう予測とかはありますか。

○事務局 グループ数の予測というところまで、目標値は掲げてはおりません。ただ、先ほども説明をいたしましたように、毎年10グループぐらいつつ減っているのが現状の中で、少しでもグループ数を減らすことを抑えていきたいという中で、今回こういう緩和策を取りながら、活動しやすい環境づくりに努めていきたいというふうには考えています。

○委員 こういうことをすることで、ある程度の手応えはあるという見込みで、されているというふうな理解でいいですね。

○事務局 登録グループの説明会が毎年11月から12月について各地区の公民館で行われています。事前に現在の登録グループの代表者の方から、「会員数が減ってもう活動できないけれども、どういう形にしたらよろしいですか」というようなこともいろいろ問合せがあるようには聞いていますので、そのときに、また新たな登録制度の改定の中では、何らかのそういう対応ができるように、改定を考えてということ言っていますので、今後そういう部分で少しは減少数が抑制されるのではないかといいうふうには考えております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員 この登録グループというのは、1年間の計画でその使用を登録して、年間の部屋を押さえて予約していくんだろーと思いますけれども、こういう方々の利用と、単発、短期で利用されるようなグループの方々がどの程度いるのかというのと、単発で利用するときには、グループ申請をする必要があるのかどうか。登録はしなくて、1回限りの利用はできるんですか。その辺のところはどうなっているんですか。登録グループでは、年間計画である部屋を定期的に曜日や時間を決め押さえて、生涯学習としてやっていると思うんですね。それとは別に、単発のグループが、1つの会合、話合いをするような形での公民館の利用に関して、10人なら10人でその部屋を貸してほしいという、利用の申請の仕方はどうされているのかなと思ひまして。単発での利用は、あるんですか。

○事務局 現在の公民館の部屋の使用については、委員が言われましたように、登録グループ

については年間を通して同じ曜日の同じ時間帯の同じ部屋を優先的に押さえられると。その中で、空いている部屋があれば一般的な貸館ですね。今、単発と言われましたような自治会の会合ですとか、そういうものには使用していただいております。

ただ、先ほども説明しましたように、令和6年の4月から地域交流センターに移行して公民館が廃止される中で、使用申請にしては、今の案としては2か月前からの予定。それから、登録グループの優先というか、優遇措置ですね。ただ、年間通して押さえられるかどうかというところまでは、まだ不確定な状況の中で、その後、空いているところをまた今と同様な一般の貸館というんですか、そういうふうにやっていく予定だということは聞いてございます。

○委員 単発で自治会やある種のグループがそこで話し合いをしたい、会館を貸してほしい、部屋を貸してほしいといったとき、2か月前でないと、例えば明日とか、あるいは1週間先という形の短期的に、近日的なものの申し込みは受け付けてくれるんですか。

○事務局 現在、公民館としては1か月前からの予約を受け付けているところで、空いておれば3日前までは使用ができるということで規定はされております。

○教育長 3日前までですね。

○事務局 はい。

○委員 この機会に規約を改訂するのでしたら、事前登録もそうですけれども、事前の予約の仕方というのをもう少し、しやすいような形で明日やあさってに突然に利用したいという方々の事前の予約の仕方にも対応していただくことは可能ですか。

○事務局 現在の公民館の運営については、規則上3日前までの予約という形ではしております。ただ、今、委員言われたように、事前に当日とか前日、そういうところで要望があれば、貸館の状況を踏まえた中で、公民館長が判断して運用の中でやっているのが現状です。

ただ、令和6年4月以降の地域交流センターの管理運営については、市民部のほうで行う予定となっておりますので、詳細のほうは、私からはちょっと答えられない状況でございます。

○委員 グループの登録や、予約の仕方もしやすくするんだったら、一番大事なのが思い立ったとき使いたいという、それに対応できるような形をつくっていただくのが一番利用数も上がってくれるんじゃないかと。身近に感じて、集まるときには、行ってみようかと、地域の自分たちの利用できる施設として身近に感じてくれるんじゃないかなと思いますからね。その辺のところを改善していただいたらありがたいなと思うんですけれども。要望ですけれどもね。

○事務局 先ほど委員からいただきました御意見等につきましては、また市民部のほうと情報共有をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

- 教育長 あと、私のほうから質問ですが、18ページにあるその他、規定にないものについては、生涯学習課と連絡会会長が協議して決定する。連絡会会長というのがどなたに当たるんですか。
- 事務局 連絡会といいますのは、各地区の登録グループの連絡会という名称がありまして、その会長ということで表記をさせていただいております。
- 教育長 では、その方が1人決まると考えていいんですね。これから決まっていったって、その方を中心にしながら登録グループの調整がなされていくだろうということですね。
- 事務局 先ほどの連絡会の件につきましては、やはり規約がございまして、これは連絡会の総会の中で決めていくというような中で、新年度総会を開きまして、新たな登録グループの名称等も含めて会長等が選任されていくという予定となっております。
- 教育長 分かりました。御質問、御意見はないですか。
- それでは、協議事項1について原案どおり承認します。
-

議 事 議案 1 令和6年度高砂市立小・中学校教職員異動方針について

- 事務局 資料の1ページをお願いします。
- 令和6年度高砂市立小・中学校教職員の異動方針でございます。昨年度との変更点はございません。
- 1番に基本方針としまして、公正かつ適切な人事異動を行うことによって、教育活動の活性化及び充実を図ること、そして、児童生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくり、ハラスメントのない働きがいのある職場づくりを進めるということを挙げております。
- 2番へ移ります。(1)から(5)までございますが、(1)のウ、キャリアステージに応じた実践的指導力育成の観点から、同一校勤務が3年以上の者は異動対象とする。同一校勤務が9年以上の者は、原則として異動を行う。エ、新規採用後同一校勤務が5年以上経過した者は、視野を広め、資質・能力の一層の向上を期するために、原則として異動を行うとしております。
- これらの異動方針に基づき、今年度末の人事異動を進めてまいりたいと考えております。
- 2ページ、3ページにつきましては、参考としまして兵庫県教育委員会の人事異動方針を掲載しております。
- 教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見ございますか。
- 委員 2番の実施に当たっての留意事項のウとエです。同一校勤務が9年以上の者は、原則として異動を行う。5年以上経過した者は、原則として異動を行うというふうに、「原則として」という言葉がついていますが、現在、この原則からはみ出ている9年以上、5年以上の人はいますか。
- 事務局 (5)のその他のイの、次の者については、原則として異動を行わないとあります

ので、休職中の者が小学校におります。または長期療養中の者、長期派遣中、兵庫教育大学や、日本人学校に派遣中の者、また、産休・育休中の者がおります。その者は現場には復帰していませんので、異動の対象外となっております。

○委員 教頭で学校に来られて、校長になられ、連続で年数が5年を超えてくることがあるんですけども、超える方々に関してはどんなふうな対処を考えておられますか。同じ学校で校長になられる方がおられたら、その方々は長年続けていくことになりそうですけども。今までの考えとして、校長在任期間はできれば、3年なりある程度長いほうがいいんじゃないかという感覚もあったりします。教頭、管理職はこの基準には入らないんですか。これは一般の管理職以外の職員ですか。

○事務局 管理職以外です。

○委員 管理職以外ですか。分かりました。

○教育長 令和6年度高砂市立小・中学校教職員異動方針について御協議いただきましたが、他に御意見はございませんか。よろしいですか。
では、議案1について、原案どおり可決します。

議 事 議案 2 令和6年度高砂市立幼稚園教員異動方針について

○事務局 資料の4ページをお願いいたします。

令和6年度高砂市立幼稚園教員異動方針案について説明させていただきます。

昨年度からの変更はございません。本市では、荒井地区を除いて認定こども園化が進み、現在、幼稚園1園、公立認定こども園7園、保育所1園となっておりますが、令和6年度より荒井地区で認定こども園化が始まることにより、公立認定こども園8園、幼稚園1園となります。幼稚園1園となっておりますが、引き続き市全体の就学前教育の充実のため、教員の質の向上を図り、園運営を円滑に実施するために、認定こども園並びに高砂児童学園との異動交流を行う幼稚園としての教員異動方針案を上げさせていただいております。

○教育長 御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

報告事項のところで、荒井幼稚園入所申し込み状況についてお示しさせてもらっています。21ページですけども、これも踏まえてまた改めて報告事項で報告させていただきますが、この方針でいくこととさせていただいてよろしいですか。

それでは、この議案2につきましては可決します。

議 事 議案 3 高砂市教育委員会事業後援について

○事務局 資料の5ページから14ページまで、新たに出てきました事業名称「おみせやさんごっこ～はたらくってなに？～」につきまして、資料を掲載させていただいております。

この事業の目的としましては、4から10歳の子供たちにお金の勉強やおみせやさんごっこを通してお金の大切さ、親への感謝を学んでもらい、幼少期から金銭感覚を育むことで、子供たちの生き抜く力を育成するということになっております。

また、内容につきましてはそこに記載してあるとおりで、6ページにはチラシが掲載されております。

一度、14ページまで目を通していただきまして、御協議のほうよろしく願いいたします。

- 教育長 事務局より説明が終わりました。6ページにはチラシが、7ページには後援イベント開催実績が、8ページからはプレゼン内容が13ページまで示させていただいております。14ページには、各地区での代表者のお名前を表に挙げさせていただいております。新規後援、案なので、申請案ですので、御協議いただいたらと思って議案にさせていただいて、いかがでしょうか。

10ページを見ていただきますと、大体の1日の工程が書かれてあって、午前の部、午後の部の両方にわたって同じプログラムで進んでいくというようなこととなっています。幼稚園から小学校の中学年までの子供を対象にして、寸劇を見せる、お金の現物、昔のお金、世界のお金などを見せたり、ワークというのはお店の商品づくりをしたりしていく。模擬体験としてはおみせやさんごっこをしていく。最後に、売上計算とか感想を言うて、親子でお金の大切さを実感したりする。

親に対しては、お小遣いの渡し方とか金融教育について、少し話をするというような内容でございます。

- 委員 10ページのところでは4歳から10歳になっているんですけど、13ページでは6歳から10歳になっています、これの2つは違うんですかね。

- 教育長 10ページは4歳から。

- 委員 4歳から10歳で、13ページは6歳から10歳になっていますが、これはどうなっていますか。

- 教育長 本当ですね。これは、ちょっと確認をさせていただきますが、こども園、就学前の子供たちから大体4年生ぐらいまでの子供たちでということを確認させてもらっています。

- 事務局 チラシも見本も4歳から10歳と書いている。

- 教育長 チラシのとおりで考えていただきましょうか。お願いします。

- 委員 これも、23年の2月の25日になっていますね。

- 事務局 間違っています。

- 委員 もう済んでしまっていますね。

- 事務局 24年の間違いです。

- 教育長 そうですね。これは、間違いですね。

- 事務局 申請書の表のところにはちゃんと令和6年の2月25日と書いてあります。

- 委員 令和6年と書いてありますね。

○事務局 2024年の間違いです。

○教育長 よろしいですかね。

○委員 これもね、対象がどこか書いてありますね。まあ、いいです。

○教育長 いいですか。よろしいですか。

それでは、御協議いただきましたら、御意見、御質問がないようですので、可決することとしてよろしいですか。

議 事 報告事項 1 米田小学校における自動車事故について

○事務局 報告事項1について御説明いたします。資料19ページをお願いいたします。

米田小学校におきまして、車両が小学校の擁壁にぶつかる事故がありましたので、御報告いたします。

事故が発生したのは11月3日午前6時50分頃です。小型のダンプカーを運転していた方が、車中で荷物を探すなど目を離した際に、米田小学校の擁壁とフェンスにぶつかりました。助手席側でぶつかっています。幸い運転手や通行人にけがはございませんでした。

位置図について、添付している地図が見つらくて申し訳ありません。米田小学校の正門から、こども園側に進んでいくときに、助手席側で角をぶつけてしまったというようなことです。小学校の擁壁にひびが入りまして、フェンスの支柱が曲がるなどの被害がありました。

運転されている方が加入されている保険会社を通じまして、現在、被害状況を現地で確認し、修理に向けて調整中でございます。写真をお配りしています。

○教育長 御質問、御意見ございませんか。大丈夫ですか。

報告事項1につきましては承認します。

議 事 報告事項 2 小学校給食調理等業務委託の契約締結について

○事務局 資料20ページをお願いいたします。

小学校給食調理等業務委託の契約締結についてでございます。現委託業者からプロポーザルの結果変更となりましたので、御報告いたします。

1、委託名、高砂市立高砂小学校及び伊保南小学校給食調理業務並びに高砂市立高砂中学校給食調理運搬業務委託。2、委託業者は大阪市北区豊崎3丁目1番22号淀川6番館葉隠勇進株式会社関西支店。3、契約金額、5年間で2億5,872万円、月額では431万2,000円となります。現在の契約金額と比較しますと、月約87万円ほどの増額となっております。要因の大きいところは、最低賃金の上昇に伴う人件費の増加でございます。

4、契約期間、令和5年10月27日から令和11年3月31日。5、履行期間、令和6年

4月1日から令和11年3月31日の5年間です。6、喫食数としまして、高砂小学校は1回約410食、伊保南小学校は1回340食、高砂中学校におきましては1回210食です。

今後の予定ですが、現行の調理の流れ等を見学してもらいまして、調理員の確保や研修、現在の調理委託業者との引継ぎをスムーズに行ってもらいまして、4月には滞りなく給食を提供できるよう指導してまいります。

○教育長 報告が終わりました。御質問、御意見ございますか。

○委員 これは、以前はどこがやっていたんですか。

○教育長 以前はどこがやっていたか。

○事務局 コーベフーズという株式会社です。

○委員 実際変わられた理由や、選ばれた理由があるんだろうと思いますけれども、会社が大阪にあって、この会社はこの近隣でやっているようなところはあるんですか。

○事務局 主に尼崎市の小学校をかなり請け負っておりまして、東播のほうは実績はございません。

○委員 遠いところになってしまったとき、何か事故が起こったとき、バックアップ体制として連携とか取れるんですか。

○事務局 まず、事務所としまして、現在、このプロポーザルを実施するときに、できるだけ高砂市のほうで事務所を構えたいという話が1つ出ています。それと、今回もプロポーザルというのが2校ありまして、高砂小学校と伊保南小学校という形を取っておりますので、現状で調理員さんに何かがあったりしたら、その両方を賄うような人材のほうの確保もしていただいております。

この調理業務委託は、この会社だけでなく全て三者契約になっております。契約の代行保証人という契約の第三者という形で契約と一緒に締結をしているような形を取っております。

○教育長 よろしいですか。それでは、報告事項につきましては承認いたします。

議 事 報告事項 3 荒井幼稚園入所申し込み状況について

○事務局 資料の21ページをお願いいたします。

荒井幼稚園入所申し込み状況について報告させていただきます。

令和5年10月31日現在、5歳児10名、4歳児2名、3歳児5名が令和6年度の申し込み人数になっております。また、令和7年度につきましては、現在の見込みであります。全員が荒井幼稚園で進級すると考え、5歳児2名、4歳児5名になります。令和7年度にその人数になりますが、令和7年度に荒井こども園と統合することを検討しています。

○教育長 御質問、御意見ございますか。よろしいか。今後検討するということを考えておりますので、また御報告をさせていただきます。

報告事項 3 について、承認いたします。

議 事 報告事項 4 高砂市教育委員会事業後援について

○事務局 報告事項 4 について御説明いたします。

資料22ページをお願いいたします。

事業後援承認一覧の11月分としまして、1 番、第15回夢TAKASAGO Dream Cup から一番下の 6 番、第21回なかよし「加古川マダン」まで、6 件の事業が上がってきております。1 番は生涯学習課、それ以外は学校教育課でそれぞれの日に申請を受けまして、先ほど議案 3 にて御協議いただきました 5 番以外については承認決定をしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。御意見ございませんか。よろしいですか。

報告事項 4 について、承認いたします。

議 事 その他 1 12 月行事予定について

○事務局 12月行事予定について、12月22日に 2 学期終業式をいれさせていただいております。

○教育長 事務局よりの説明が終わりました。

令和 5 年 1 1 月 1 6 日 午後 2 時 3 5 分 教育長会議の閉会を宣告
